平成２７年3月３０日

オープンカウンタ公告

１　オープンカウンタ番号　　オ２７０３３０

２　件　名　　Ｗｅｂ会議システムのレンタル

３　案件の提示場所
ホームページにて提示及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校１号館１階　経理課前掲示板にて掲示することとする。

４　競争参加資格
見積書提出期限までに、平成２５・２６・２７年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（**全省庁統一資格**）の**「役務の提供」**で営業品目**「情報処理」、「ソフトウエア開発」、「その他」**のいずれかの**「A」、「B」、「C」**又は**「D」等級**に格付けされている者であること。

５　仕様説明会の有無　　無

６　見積書の提出期限、提出場所、提出方法等
（１）期　　限：平成２７年４月１３日（月）　正午まで
（２）場　　所：職業能力開発総合大学校　経理課　見積書投函箱
［〒187-0035 東京都小平市小川西町２－３２－１］
（３）方　　法：持参（上記期限内における平日の１０時から正午まで及び１３時から１６時まで。）
又は
郵送（書留郵便に限る。上記期限内必着。封筒表に「オープンカウンタ見積在中」と朱記。）
（４）見積書の様式：オープンカウンタ参加者の自社の見積書（任意様式）とする。なお、次の枠内①～④の事項を必ず記載すること。

①オープンカウンタ番号 ②調達件名、 ③金額（税抜金額）、 ④金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

（注意１：見積書の日付は提出日）
（注意２：見積書の提出時には、必ず全省庁統一資格の写しを添付すること）
（注意３：見積書には、必ずオープンカウンタ参加者の連絡担当者の名刺を添付すること）

７　見積結果の開披日及び場所
（１）日時：平成２７年４月１７日（金）午後１時　から１週間
（２）場所：職業能力開発総合大学校　経理課（閲覧方式。ただし、契約予定者には別途通知）

８　契約書等提出の有無　　請書(案)、談合等の不正行為に関する特約条項（案）（別添）

９　問い合わせ先　　職業能力開発総合大学校　経理課　経理第３係
電話：042-346-7615　　FAX：042-346-7250

10　その他
見積書の提出に当たっては、オープンカウンタ方式参加心得書を熟読すること。
http://www.jeed.or.jp/information/download/opencounter.pdf

請　　書（案）

収入印紙 貼　付

平成２７年　　月　　日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
　契約担当役校長　古川　勇二　殿

住所

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

契約金額　￥＿＿＿＿＿，＿＿＿＿－
（内消費税及び地方消費税の額 ￥＿＿＿＿＿＿）

（役務等の明細）

内　　容	数　量	単　価	金　　額	備　　考
Ｗｅｂ会議システムのレンタル	一式	－	円	

上記の役務等の提供については、次の各条件を承諾し、かつ遵守することを約して、この請書を提出いたします。

１　実施場所　　職業能力開発総合大学校指定場所（仕様書のとおり）

２　実施期間　　平成２７年５月１日（金）から平成２８年３月３１日（木）

３　提供する役務等は、すべて指定のとおりであって、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）の検査に合格したものでなければならない。

４　次の各号の１に該当するときは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）契約担当役においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、違約金として当該契約金額の１００分の１０に相当する金額を納付すること。ただし、情状によりこの違約金を減額し又は免除することがある。

（１）期限内に役務等の提供が完了しないとき。

（２）検査の際に検査員の職務遂行を妨げ、又は不正の行為があったとき。

（３）受注者から解約を申し出てこれを認めたとき。

５　役務等の提供後一年以内にその役務等にかくれた瑕疵又は指定に適合しないものを発見したときは、機構の係員の指示に従って、役務を提供するか若しくは機構契約担当役において算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。

６　期限内に役務等を完了しない場合は、遅滞料を徴し延期許可することがある。遅滞料は契約金額のうち履行遅滞に係る部分に相当する金額について年５％の割合とし、履行期限の翌日から完了の日までの日数により計算した金額とする。

談合等の不正行為に関する特約条項（案）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校　契約担当役校長古川勇二（以下「甲」という。）及び＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。乙が共同企業体である場合にあっては、構成員を含む。）が、平成２７年　　月　　日付けで締結した「Ｗｅｂ会議システムのレンタル」の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を締結する。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第１条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 13 項若しくは第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、本契約が単価契約又は契約期間が複数年度にわたる契約である場合には、それぞれ契約期間内において支払う金額の総額を契約金額と見なす。）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確

定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき乙に請求することを妨げるものではない。

3　前各項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第３条　乙が前条に規定する違約金及び第２項に定める損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5%の割合で計算した額の支払い遅延利息を甲の請求に基づき支払わなければならない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成２７年　　月　　日

甲　　東京都小平市小川西町２－３２－１
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
契約担当役校長　　古　川　　勇　二　　㊞

乙

㊞

Web会議システムのレンタル
仕 様 書

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校

1　概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）は、職業能力開発促進法に基づき設置された厚生労働省所管の大学校である。今般、職業大では、指導員養成訓練等の実施において使用するWeb訓練教育管理システムに係る「Web会議システム」に関する機器を本仕様書のとおり外部ASPへの委託<ASPサービスの利用（ASP=アプリケーション・サービス・プロバイダ)>を計画している。

なお、本仕様書に示す機能・性能等は主要事項のみを示したものであるため、今般、利用するASPサービスに関し本仕様書の記載内容に疑義がある場合は、質問書(指定様式)により問い合わせること。ついては、導入機器は本仕様書に示す機能・性能等要件及び当該要件に係る質問書に対する回答において要求する機能・性能等要件を併せて満たすものとする。

2　要求要件

2．1　基本要件

（1）導入後、アフターサービス体制等を有するものとし、24 時間、365 日対応すること。

（2）操作などに関する問合せを平日（国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日の年末年始を除く月曜～金曜）及び土曜日の 9 時～18 時まで電話又はメールで受付対応すること。また、職業大からの問い合わせについて、受付者が即答できなかった内容についての一次回答を１時間以内に実施すること。

（3）職業大からの障害発生の連絡については、24 時間 365 日、電話又はメールで受付対応すること。

（4）関東地区にメーカーのサービス拠点を有し、導入ソフトウェアの障害等に対して迅速に対応できるメーカーの製品であること。

（5）全ての機器に対する日本語取扱説明書、日本語操作マニュアル等がある製品であること。

（6）複数の Web 会議商品の取り扱いがあり、ニーズに応じたサポート、提案ができること。

（7）サービス利用期間中は、障害が発生した場合、速やかに対応し復旧作業ができるよう体制（サポート体制）を整えること。また、障害発生検知時及び障害復旧時において、職業大にその旨通知すること。

（8）データベースに障害が発生した場合は、最低前日の状況に復旧できること。

2．2　詳細要件

（1）Web 会議システム・・・・ 一式

指導員養成訓練等における遠隔講義の実施に必要となる「Web会議システム」として、要件を満たすこと。

映像及び音声等の情報通信手段として、「Web会議システム」を設置し、高精細・高音質な情報通信ができること。

なお利用者は、全国の受講生を対象としていること。

性能及び詳細については以下に定めるとおりである。

イ）　利用者：受講者と教員は二部屋の会議室を利用し、インターネット網を利用した情報通信を実現すること。２つの会議室は５ライセンスが利用できる会議室と、３ライセンスが利用できる会議室の組み合わせで利用する。また各会議室を利用する職業大の場所（教室）は別の教室である。なお各会議室は複数名で共有できること。

ロ）使用期間　：平成27年5月1日～平成28年3月31日

ハ）受講者グループ及び教員グループでの同時Web会議及び資料共有が可能なこと。

ニ）資料共有においては、双方にて修正等の操作が可能なこと。

ホ）音声は、11KHzサンプリング対応のこと。

ヘ）　回線帯域を効率的に使用する為に、拠点単位にて非表示とした映像帯域及びミュートした音声帯域は通信しないこと。

ト）１拠点の映像解像度を、QVGA以上が設定可能とすること。

チ）プロジェクターに出力できること。

リ）通信関係は既存設備を利用すること。
ヌ）ビデオスクリーンの数が16以上であること。
ル）デスクトップの共有が可能なこと。
ヲ）サーバ、電力ともに冗長構成をとること。
ワ）ホワイトボードへ資料貼り込みした資料はサーバ側で画像変換処理され、議事録として保存されること。
カ）ブラウザのプラグインを除き、利用者のＰＣに一部機能（ＰＣ画面共有）を除いて専用ソフトウェアをインストールしないこと。なお、ブラウザのプラグインにおいてもインストール作業が不要であること。
ヨ）プロキシサーバを介した通信環境でも利用可能であること。
タ）利用者の映像・音声に必要な帯域は、上りと下りともに 1Mbps 以下であること。
レ）セキュリティ機能として、サービス提供元(受注者)は次の要件を満たすこと。
１）データセンターは、ビル自体の入館、データセンターの入室、ラック開錠を全て有人にて監視チェックし、侵入者に対するセキュリティを確保していること。
２）サーバへのアクセスは、ファイアーウォールによりサービス提供元(受注者)内からのみ可能な設定であること。
３）データベースサーバはローカル接続とし、特定の者にしかアクセスが許可されていないこと。
４）運用ツールは提供サービス元(受注者)内のネットワークからのみ接続可能であり、２段階認証をもって接続を許可する仕組みであること。
５）サーバ保守運用体制として、サービス提供元(受注者)は情報管理責任者及び、施設管理者を指定し、施錠管理、定期点検、保守、動作確認を行うこと。
６）サービス提供元(受注者)は社内機密保持のためのチェック体制を有すること。
７）サービスのバージョンアップ時におけるプログラム脆弱性に関して、修正パッチ以上のバージョンアップ毎に、各 API レベルでの試験とツールを用いたインターフェース試験、XSS や SQL インジェクション等の脆弱性試験を実施すること。
８）ハードディスク廃棄方法として
①サービス提供元(受注者)の情報システム担当者は通常削除後、全空き領域に０を書き込むこと。
②データ復旧ツールで復旧を試み、作業完了の確認をすること。
③事前にサービス提供元の与信審査を通過した廃棄業者へ委託すること。
９)「Web 会議システム」の暗号化通信には「映像/音声/チャット」には RTMP 通信を SSL 化した RTMPS が選択可能であり、「その他の通信」には HTTPS を利用すること。
①暗号化対象範囲には、映像、音声、チャット、ホワイトボード操作（資料貼り込みは除く）の通信を暗号化すること。
②①以外のファイル共有（アップロード/ダウンロード)、ホワイトボードへの資料貼り込み等の部分については､標準状態において SSL 通信で通信されており､経路上暗号化されていること。
１０）ファイルキャビネットにアップロードした資料は保存されず､会議終了後に削除されること。
１１）ユーザ認証方法には、ユーザ ID による識別、パスワードによる認証を行うこと。管理機能へのアクセスにはさらに管理者パスワードの認証を行うこと。
１２）会議室への入室者制限を行うために、①～③の機能を有すること。
①会議室パスワード設定
②入室拒否設定
③強制退室機能
１３）ユーザ ID にはメールアドレスを使わないこと。また、利用者グループのメールアドレスの登録が不要であること。
１４）VOIP 音声不良の場合、バックアップとして PSTN 回線を利用した 3 拠点以上での音声共有サービスの提供ができること。

3　設置場所及び保守・運用

（1）設置場所については、クラウド環境の「Web会議システム」のため、職業大の建物への設置は行わない。

（2）利用者のアカウント登録の方法がCSVファイルを使って簡易にできること。

（3）システムに障害が発生した場合は、速やかに復旧をすることとし、復旧までに時間を要する場合は、職業大の管理者に報告をすること。

（4）システムの運用に関する問い合わせ対応人員を用意すること。

（5）納品機器間で接続するケーブル等必要となる部品についても本契約に含む。

（6）受注者は、作業実施前に作業内容を提示し職業大担当者と協議の上その指示に従うこと。
　作業内容等に変更が生じた場合、あるいは変更しようとする場合はその内容を職業大担当者に提示し、了解を得ること。

（7）システムは自動的にアップデートが実行されること。

4　稼働調整及び動作確認

（1）導入完成期限
　平成27年4月30日（予定）

（2）搬入、ソフトウェアのインストール等
　イ　受注者は、本導入ソフトウェアの搬入、メーカーへの登録を自らの責任と負担で行うこと。

（3）取扱い説明会の実施
　イ　「Web会議システム」の取扱説明会を実施すること。
　ロ　取扱説明書の提出

5　納入検査

（1）納入検査は、「Web 会議システム」への接続確認等を、職業大において、職業大の検査員が受注者立会のうえで行うこと。

（2）要求要件の全部又は一部に不合格を生じた場合は、受注者による補修等を行い、再検査を行うこと。

（3）本仕様書に記載されていない事項で、疑問点・問題点が生じた場合は、別途該当する職業大担当者へ申し入れ、その指示に従うこと。

6　契約代金の請求及び支払

　受注者は、月末締めで当該月分の代金を請求することとし、職業大は受注者が発行する請求書受理後３０日以内に受注者に支払うものとする。

7　納品物件

　運用開始時及び契約期間中において、次の資料等を納品すること。

（1）本サービスに関わる内容

（2）運用体制及び通常時、緊急時の連絡体制に係る資料（職業大と協議の上、作成）

（3）職業大が提供を受けるサービス等の操作説明書

※上記（1）から（3）の全部又は一部が重複していても差し支えないこと。

８　保証等

受注者は、機器の引渡し完了の翌日から、以下の事項について行うものとする。

なお、保証等に関する本規定は、受注者の担保責任、その他の契約法上の責任を排除するものではなく、職業大は債権者としての権利を留保するものとする。

（１）ソフトウェアの安定的な運用を担保し得る体制の確保。

（２）本仕様書に定める技術的支援等を十分に実施し得る体制の確保。

（３）本仕様書に定める性能の維持、運用要件を満たす体制の確保。

（４）ソフトウェアの運営、機能向上等の各種相談に対する一元化された窓口の確保。

（５）引渡しから６カ月以内の受注者及び製造者側に起因する欠陥、故障については、受注者において無償で対応すること。

９　個人情報等取扱い

受注者は本契約による業務を処理するに当たって知り得た教材情報や学習者の情報（テスト進捗等の情報含む）を、他に漏らさないようにすること。また、２．２（１）に記載された期間を過ぎた後、又は解除された後についても同様とすること。

受注者は本契約による業務を処理するに当たって、提供された情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはいけないこと。

10　応募資格

以下の（１）及び（２）を満たす者であること。

（１）情報セキュリティマネジメントの標準規格である「ＩＳＯ27001（ISMS）」及び「ＪＩＳＱ27001」の認証者であること。

（２）官公庁又は独立行政法人、学校法人、民間企業等においてASPサービスに係る受注実績を有していること。

11　守秘義務

受注者は、本件の業務の実施により、知り得た情報（個人情報・業務情報等）をサービス利用期間中か否かに関わらず、職業大の承諾なしに、第三者に提供・開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。但し、既に公開されている情報及び公知となった情報については、この限りではない。

12　知的財産権等

受注者は、本件業務を実施するにあたり、職業大から入手した資料等の取り扱いについては、以下の事項に従わなければならないこと。

①複製は行わないこと。

②用務に必要がなくなり次第、速やかに受注者の責任において削除すること。

また、本契約終了後においても同様とすること。

13　損害賠償等

（１）本仕様に基づく内容が履行できない場合は、受注者が責任をもって当該内容を履行できるようにするものとし、それに起因した損害を職業大が被った場合は、受注者が損害賠償等の責任を負うものとすること。

（２）職業大の責めに帰さない事由から、ASPサーバに保存された個人情報を含むデータが、受注者の故意又は過失により漏えいした場合、

ア）個人情報が漏洩したことにより職業大が損賠賠償請求を受けた場合は、受注者が全額負担すること。

イ）受注者は職業大と協議し、漏洩した個人情報を可能な限り回収すること。

14　その他

（1）サービスのシステムは入札時点で製品化されていること。

（2）本仕様書は、システムに備えるべき最低限の要求要件を示しているため、個々の要求要件は、同時に実現されなければならないこと。従って、個々の要求要件は満たすが実装しない、同時に利用できない、実運用では保証できないといったシステムは認められないこと。

（3）ASPの保有するアプリケーションソフトについて、使用許諾ライセンスに違反するときや関係法令に違反すると認められたときには要件を満たしていないと判断すること。

（4）受注者のサービスが常に正常に行われるよう、職業大ネットワーク担当者及び運用管理者と連携を図ること。

（5）使用言語について

受注者は、職業大職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。日本語を母国語としない者の場合、日本語能力試験（JLPT、日能研）１級の取得者又は、同等の能力が認められた者が担当することを証明すること。なお、本業務に係る協議、調整、納品物において使用する言語は日本語とすること。